

茨木市設計図書有償頒布実施要領

(目的)

第1 茨木市が発注する建設等工事の入札・契約手続きの一層の透明性、公平性、競争性を高めるとともに、入札・契約事務の効率化を図るため、設計書、仕様書、特記仕様書、図面(以下「設計図書等」という。)の有償頒布の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(有償頒布の対象)

第2 有償頒布は、茨木市建設工事事後審査型制限付一般競争入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)を対象とする。

(有償頒布の方法)

第3 有償頒布の方法は、市が指定する設計図書等の販売を預託する業者(以下「指定販売店」という。)で購入するものとし、購入代金は入札参加希望者の負担とする。なお、設計図書等の購入後において、入札参加資格がないことが判明した場合、入札の辞退、入札の中止又は不成立となった場合であっても購入代金は返還しないものとする。

2 有償頒布は、市が指定した期間内に、指定販売店の営業時間内に行うものとする。ただし、設計図書等購入予定日の前日の午前中までに、指定販売店に対して購入予約を行うこと。

3 入札参加希望者は、設計図書等の購入に際しては、設計図書等購入申込書に必要な事項を記入の上、指定販売店に提出しなければならない。

4 指定販売店は、設計図書を販売したときは、設計図書等購入確認書に購入確認印を押印し、当該入札参加希望者に交付するものとする。

(設計図書等購入確認書の提出)

第4 当該工事の入札に参加する者は、前条第4項の設計図書等購入確認書を提出しなければならない。

(指定販売店)

第5 市は指定販売店と設計図書等の有償頒布に係る協定書等を締結し、設計図書等の複写業務と頒布業務を預託するものとする。ただし、市と販売店との間では、金銭的な債権債務関係は生じないものとする。

(設計図書等の頒布期間)

第6 設計図書等の頒布期間は、公告に記載した期間とする。

(設計図書等の取扱い)

第7 購入した設計図書等は、当該工事等の見積りのみに使用するものとし、入札終

了後は購入者の責任において、焼却、シュレッダー裁断等により適切に処分するものとする。

- 2 設計図書等を購入しようとする(した)者は、指定販売店において、他の購入者又は予約をした者についての調査等を行ってはならない。調査等が行われたことを確認した場合は、当該行為に係る者が参加を予定している当該工事の入札参加資格を取り消しするとともに、指名停止の措置を行うものとする。

(設計図書等の受け渡し)

第8 市は、指定販売店に公告の日の前日までに設計図書等を受け渡すものとする。

- 2 指定販売店は、第6条の期間終了後、速やかに市に設計図書等を返却するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。